



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

- 告示
  - 69 第9次鳥獣保護事業計画の変更 (環境生活総務課)
  - 70 特定鳥獣保護管理計画の決定 ( " )
  - 71 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 72 " ( " )
  - 73 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 74 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
  - 75 " ( " )
  - 76 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
  - 77 地方卸売市場廃止の許可 (果樹園芸課)
  - 78 卸売業務の廃止 ( " )
  - 79 木材業者等の登録 (林業振興課)
  - 80 保安林の指定の解除 (森林整備課)
  - 81 保安林予定森林 ( " )
  - 82 " ( " )
  - 83 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成18年和歌山県告示第63号)の変更 (資源管理課)
- 警察本部告示
  - 1 一般競争入札による落札者の決定
- 公告
  - 県有財産売却公告 (管財課)
- 諸報
  - 拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

## 告 示

### 和歌山県告示第69号

第9次鳥獣保護事業計画(改定版)を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第70号

特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を別添のとおり決定したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第7項の規定に基づき公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第71号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年2月27日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成18年12月27日
- 2 名称  
特定非営利活動法人なぐさ
- 3 代表者の氏名  
岸裏篤
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市紀三井寺416番地の7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、老若男女問わず、集まれる場としてのイベント・行事(盆祭大会等)の開催及び、高齢者の生きがいと健康づくり、地域情報新聞の発行・配布、福祉用具研究開発に関する事業を行い、保健・医療・福祉機関と連携し、高齢者の心身の健康の保持及び、地域住民同士のつながりを強化し、高齢者、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり及び、地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第72号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年3月4日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成18年12月29日
- 2 名称  
特定非営利活動法人青葉会
- 3 代表者の氏名  
前田記公子
- 4 主たる事務所の所在地  
伊都郡かつらぎ町佐野963番地の7
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者や高齢者が、地域の一員として住みなれた町で安心して暮らしていける社会の実現を図るため、障害児者や高齢者の自立支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 13-18	三井整骨院	橋本市高野口町伏原10 65-1	平成 18.12.21

和歌山県告示第73号

和歌山県告示第74号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき公示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人有紀会 松尾外科医院	有田市新堂97番地の1	腎臓に関する医療	木下敬之助	平成 19.1.1
医療法人共栄会 名手病院	紀の川市名手市場294番地1	腎臓に関する医療	小畑拓嗣	平成 19.1.1

和歌山県告示第75号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
新宮薬局	新宮市新宮7684番地	-	山下隆男	平成 19.1.1
小松原薬局	御坊市湯川町小松原463番地1	-	上杉京子	平成 19.1.1
オレンジ薬局	御坊市湯川町財部721番地2	-	山本昌延	平成 19.1.1
日高会営調剤薬局	日高郡美浜町和田1138-120	-	桶谷博史	平成 19.1.1
紀北薬局うちた店	紀の川市打田1340-5	-	阿部将	平成 19.1.1
紀北薬局この店	橋本市神野々1107-6	-	上能伊公雄	平成 19.1.1
紀北薬局おみね店	橋本市小峰台2-12-39	-	坂本ゆかり	平成 19.1.1
紀北調剤薬局	橋本市東家6-1-20	-	小山竜一	平成 19.1.1
大竹薬局	橋本市高野口町名倉200-2	-	大竹由弥子	平成 19.1.1
聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	-	栗栖勝	平成 19.1.1

さくら薬局	紀の川市名手市場303-2	-	梅本有紀子	平成 19.1.1
株式会社中谷薬局	伊都郡かつらぎ町西飯降3	-	中谷宏子	平成 19.1.1
みなと薬局	田辺市湊967-3	-	竹内恵子	平成 19.1.1
薬局スーパードラッグキリン御坊店	御坊市湯川町財部1053-1	-	阪本妙子	平成 19.1.1
吉田薬局	新宮市三輪崎2-17-6	-	吉田穂積	平成 19.1.1
ヒラノ薬局	伊都郡高野町高野山730	-	平野一夫	平成 19.1.1
とらや薬局	伊都郡高野町高野山768	-	松永和子	平成 19.1.1
薬局スーパードラッグキリン万呂店	田辺市下万呂裏代418番地	-	畑垣弘道	平成 19.1.1
ナリタ薬局	田辺市末広町17番24号	-	成田雅洋	平成 19.1.1
ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	-	桂朋広	平成 19.1.1
愛民堂調剤薬局	橋本市高野口町名古屋 577-4	-	福井允子	平成 19.1.1

和歌山県告示第76号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、  
「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ六十谷店  
和歌山市六十谷字有高217-1 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ  
代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3  
株式会社オーマート 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3  
くすり三共 笹本登亀雄  
和歌山市六十谷195番地の21  
花まさ生花 岡田忠彦  
和歌山市平井464  
ジーンズショップウエストリバー 西川貞治  
和歌山市六十谷707

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,970㎡

(変更後) 2,056㎡

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側及び南側（縦覧図書別添変更前建物配置図 駐車場①）	196台
建物西側（縦覧図書別添変更前建物配置図 駐車場②）	47台
建物西側（縦覧図書別添変更前建物配置図 駐車場③）	46台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗敷地内駐車場（縦覧図書別添変更後建物配置図 駐車場）	166台

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物北側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 駐輪場①)	130台
建物南西側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 駐輪場②)	30台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 駐輪場)	60台

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	収容台数
建物北側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 荷さばき施設①)	112㎡
建物南側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 荷さばき施設②)	96㎡

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 荷さばき施設①)	65㎡
建物北側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 荷さばき施設②)	65㎡

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	収容台数
建物南側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 廃棄物保管施設①)	25㎡
建物南側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 廃棄物保管施設②)	25㎡

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 廃棄物保管施設①)	14.8㎡
建物南側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 廃棄物保管施設②)	11.2㎡

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 9時 閉店時刻 23時

(変更後) 開店時刻 0時 閉店時刻 24時 (24時間営業)

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分～23時30分

(変更後) 24時間

(9) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置

駐車場①	8箇所	建物北側、西側、南側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 出入口①、② 入口①～③ 出口①～③)
駐車場②	2箇所	敷地南側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 出入口③、④)
駐車場③	1箇所	敷地北側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 出入口⑤)

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場	9箇所	建物北側、西側、南側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 出入口①～③ 入口①～③ 出口①～③)

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 6時30分～20時

(変更後) 6時～22時

4 変更する年月日

平成19年10月15日

5 変更する理由

県道拡幅に伴う店舗改装及び顧客利便性の向上のため。

6 届出年月日

平成18年12月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年1月19日から平成19年5月21日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第77号

卸売市場法 (昭和46年法律第35条) 第60条及び和歌山県卸売市場条例 (昭和47年和歌山県条例第9号) 第7条第1項の規定により、次の地方卸売市場について、平成19年1月31日をもって廃止する旨の申請に対し、許可したので、和歌山県卸売市場条例第24条の規定により公示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第7号	伊都郡かつらぎ町笠田東106	丸共青果地方卸売市場	伊都郡かつらぎ町笠田東73	林邦夫

和歌山県告示第78号

次の者から平成19年1月31日をもって卸売の業務を廃止する旨、和歌山県卸売市場条例 (昭和47年和歌山県条例第

9号)第7条第2項の規定による届出があったので、和歌山県卸売市場条例第24条の規定により公示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可番号	許可取扱品目の種類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第10号	青果部	伊都郡かつらぎ町	林邦夫	伊都郡かつらぎ町	丸共青果地方卸売

笠田東73	笠田東106	市場
-------	--------	----

和歌山県告示第79号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業及び製材業の登録業者を次のとおり告示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	登録年月日	住所(又は主たる事務所の所在地)	氏名(又は名称)	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1008		平成18年12月20日	和歌山市布施屋891-1	紀和木材市場株式会社 代表取締役 谷野利春	木材	和歌山市布施屋891-1
6033		平成18年6月30日	田辺市中屋敷町57-1	今久真砂商店 真砂俊哉	木材	田辺市中屋敷町57-1
	7002	平成18年11月14日	新宮市あけぼの6-7	新宮木造住宅協同組合 理事長 速水忠男	製材	新宮市あけぼの6-7
7004		平成18年11月14日	東牟婁郡串本町串本274	大正殖林合資会社 代表社員 矢倉甚兵衛	木材	東牟婁郡串本町串本274
7005		平成18年11月14日	東牟婁郡北山村大沼208	北山村森林組合 代表理事組合長 矢口信弘	木材	東牟婁郡北山村大沼208

和歌山県告示第80号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の4(次の図に示す部分に限る。)、10の6
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第81号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町高富字白旗836、837、837の1、838、838の1(次の図に示す部分に限る。)、839、839の1(次の図に示す部分に限る。)、843の1、843の3、843の8、844の1(次の図に示す部分に限る。)、844の6、844の8、844の15、845の1、845の3、845の8、845の15、845の16
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

和歌山県告示第82号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町立合川字洞495
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第83号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成18年和歌山県告示第63号）の一部を平成19年1月1日付けて変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局産業振興部産業総務課、有田振興局産業振興部産業総務課、日高振興局産業振興部産業総務課、西牟婁振興局産業振興部産業総務課及び東牟婁振興局産業振興部産業総務課に備え置いて縦覧に供する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

和歌山県警察業務用パソコン賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年1月19日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察業務用パソコン賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日  
平成18年12月4日
- 落札者の氏名及び所在地  
東芝ファイナンス株式会社  
東京都中央区銀座五丁目2番1号
- 落札金額  
月額2,857,260円（うち消費税及び地方消費税の額136,060円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成18年10月24日

公 告

県有財産売却公告

県有財産（土地及び建物）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 一般競争入札により売り払う物件  
以下の7件の土地及び建物を個別に入札に付し、各々売り払う。

物件番号	所在	地番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
1	橋本市高野口町名古曾字上ノ段	776番2	宅地	151.40	5,670,000	567,000
2	和歌山市北新桶屋町	26番	宅地	88.02	4,440,000	444,000
3	和歌山市打越町 和歌山市打越町 ※2筆を併せて1件とする	56番2	宅地	191.37	16,500,000	1,650,000
		56番11	公衆用道路	0.49		
4	和歌山市東高松三丁目	89番25	宅地	146.77	17,300,000	1,730,000
5	和歌山市松ヶ丘一丁目	187番7	宅地	322.74	39,050,000	3,905,000
6	和歌山市松ヶ丘一丁目	187番10	宅地	316.91	39,900,000	3,990,000
7	東牟婁郡那智勝浦町天満字川口 (建物付) 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建  (付属物) 機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 プロパン庫 ブロック造スレート葺	803番2	宅地	3,066.03	34,400,000	34,400,000

平家建	床面積 (㎡)		
《未登記物件》	6.00	(6.00)	
倉庫			
コンクリートブロック造		(30.96)	
陸屋根 平家建			

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低  
売払価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 和歌山県が定めるガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び順守することができる者であること。
- (3) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項
- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続  
一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の申込手続を完了した後、平成19年2月20日（火）まで（郵送により申し込む場合は、平成19年2月20日までの

消印があるものを有効とする。）に所定の申込書により和歌山県総務部総務管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みには入札保証金を納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成19年1月25日（木）から平成19年3月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。ただし、平成19年1月25日については午後1時から、平成19年3月6日については午後1時までとする。

5 入札説明書及び県ガイドラインを交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地説明を行う場所及び日時

1に示した物件番号に応じ、その所在する現地において、各々次の日時に現地説明を行う。

物件番号	現地説明を行う日時		現地説明を行う場所
1	平成19年2月10日（土）	午後2時00分	橋本市高野口町名古曾字上ノ段776番2
2	平成19年2月11日（日）	午前10時30分	和歌山市北新桶屋町26番
3	平成19年2月11日（日）	午前11時00分	和歌山市打越町56番2
4	平成19年2月11日（日）	午前11時30分	和歌山市東高松三丁目89番25
5	平成19年2月11日（日）	午後1時00分	和歌山市松ヶ丘一丁目187番7
6			
7	平成19年2月1日（木）	午後2時00分	東牟婁郡那智勝浦町天満字川口803番2

- 7 一般競争入札等の場所及び期間
- (1) 場所  
公有財産売却システムによる。
- (2) 入札期間  
平成19年2月27日（火）午後1時から平成19年3月6日（火）午後1時まで
- (3) 開札日時  
平成19年3月6日（火）午後1時
- 8 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。  
なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する（申請により契約保証金に充当する場合を除く。）。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成19年3月20日（火）までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、和歌山県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

物件番号 1から6まで

和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-431-0944

物件番号 7

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

電話番号 073-441-2790

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 契約書作成の要否

要

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年1月19日

和歌山県橋本警察署長 東 山 均

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金150,000円 (封筒に在中)	平成 18年12月5日	橋本市東家 (施設内)